

東京都の資源循環・廃棄物処理 施策について

2021年 6月

東京都環境局 資源循環推進部

産業廃棄物対策課長

間瀬 努

はじめに ～ 業務の重要性について ～

- 気候変動や天然資源の枯渇など、今、地球環境の危機が進行しています。2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を原動力に、世界が目指すゴール（持続可能な社会）を確実に実現していくことは、現世代を生きる私たちに課せられた大きな使命となっています。
- このような中、持続可能な社会に欠かせない重要な役割を担っているのが廃棄物処理・リサイクルなどの「静脈産業」です。奇しくも、新型コロナウイルス感染症の流行下において、国民生活や社会経済活動に不可欠な業務として位置づけられ、その重要性が改めて全国的に認識されました。
- 廃棄物処理業務に携わる私たちは、その業務の重要性を認識し、確たる矜持を持って、資源循環の促進や廃棄物の適正処理に取り組んでいく必要があります。

1 持続可能な社会とは ～ 目指すべき社会って何？ ～

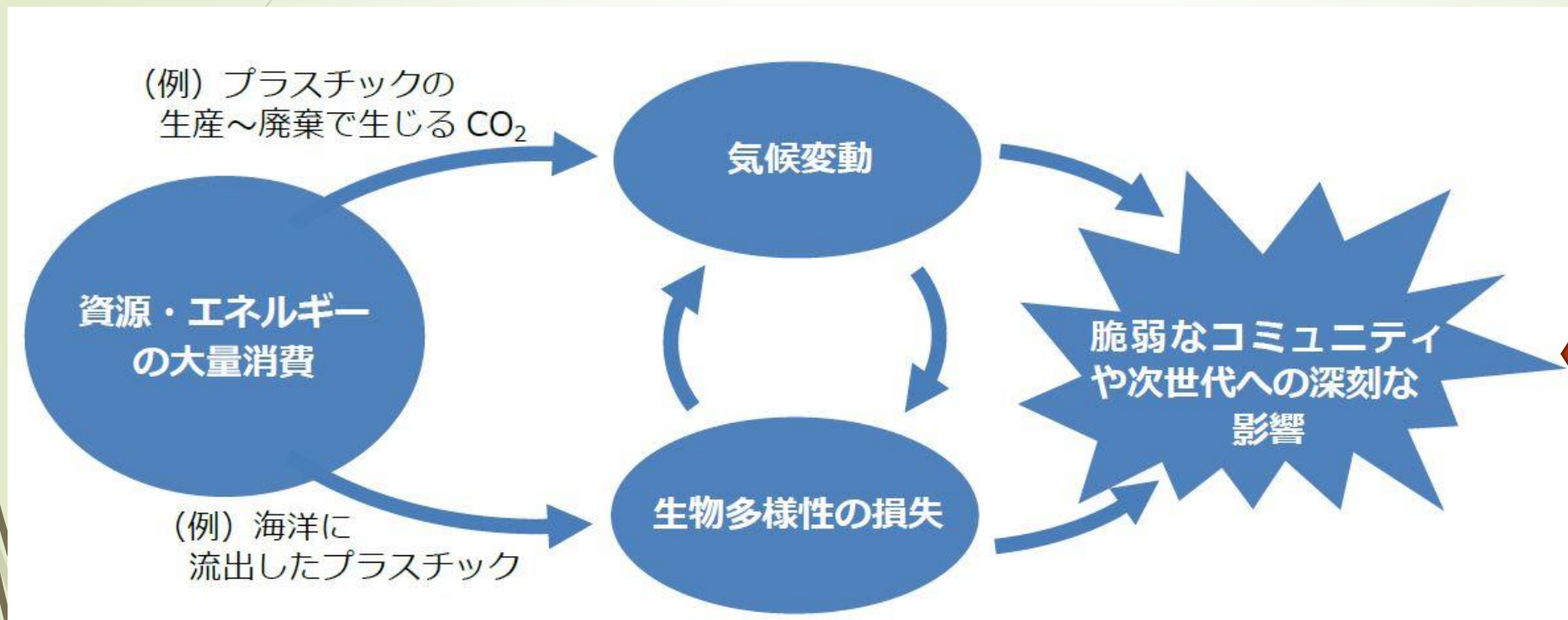
- 「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」の実現



自然との共生を図りながら、人間社会における炭素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現を図る
(環境省 第二次循環型社会形成推進基本計画)

【参考】プラスチック問題のイメージ

- 資源の大量消費が引き起こす気候変動と生物多様性の損失



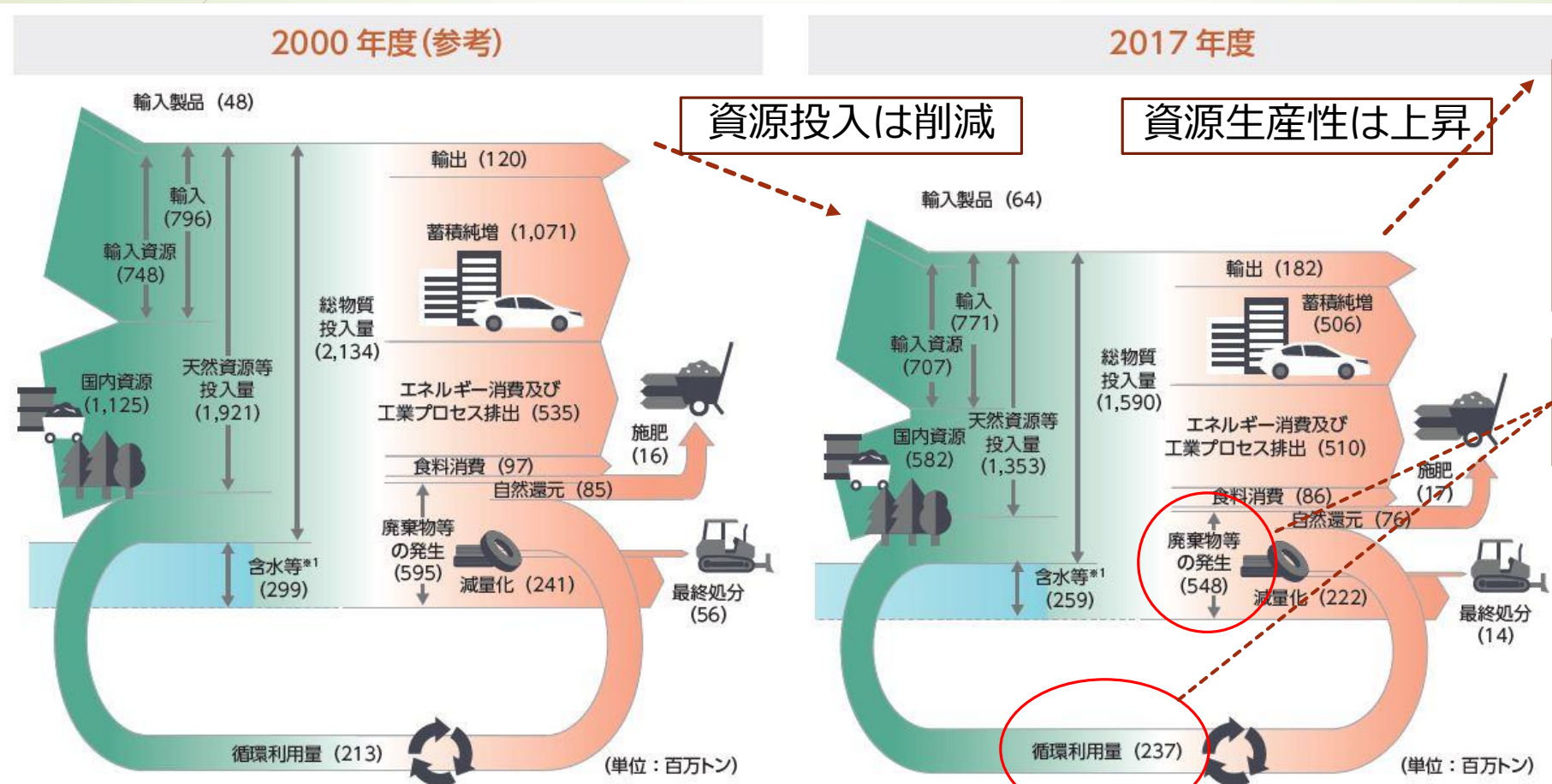
【対策】
東京都
プラスチック
削減プログラム
(R1.12)

資源循環・廃棄物処理分野では、循環型社会の構築に向けた取組を通じて、
低炭素・自然共生社会の実現にも貢献していく必要

2 循環型社会の構築に向けて

【考えてもらいたいこと①】 **資源は有効利用**できていますか？

■ 我が国における物質フロー



資源投入は削減

資源生産性は上昇

資源生産性
(GDP÷資源等投入量)
[2000]24.3万円/トン
[2017]39.3万円/トン

循環利用率
上昇(近年は横ばい)

これで
大丈夫？

※1: 含水等: 廃棄物等の含水等 (汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ) 及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入 (鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)。
資料: 環境省

出典: 環境省
令和元年版環境白書

3 循環型社会の構築に向けて

【考えてもらいたいこと②】 **自然環境**に無理は生じていませんか？

■ エコロジカルフットプリント

どれほど人間が自然環境に依存しているかを、わかりやすく伝える指標

■ 人間の生活を維持するために、地球はいくつ必要？



出典：Global Footprint Network、総合地球環境学研究所

- **世界でみれば、1.7個分の地球が必要**
(地球が再生する速度の1.7倍の速さで自然資源を消費)
- **東京の暮らしをした場合、3.1個分必要**

地球の限界を超えた資源利用や大量生産・大量消費・大量廃棄により、多量のCO₂が発生し、気候変動を引き起こし、地球上の生命に影響を及ぼしている
(未来の世代が使うはずの資源を前借りして消費)

皆さんは、どのように考えますか？

4 都施策（１）東京都環境基本計画

- 持続可能な社会の実現に向けて、東京都環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画

「世界一の環境先進都市・東京」の実現

5
つ
の
柱

政策１ スマートエネルギー都市の実現

政策２ 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源循環利用」の推進

○2030年度の一般廃棄物リサイクル率37%
○2030年度に最終処分量を25%削減（2012年度比）

》食品ロスなど資源ロス削減の促進
》再生資材の利用促進
》埋立処分量削減に向けた取組
》区市町村への支援 等

政策３ 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

政策４ 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

政策５ 環境施策の横断的・総合的な取組

詳細は個別計画

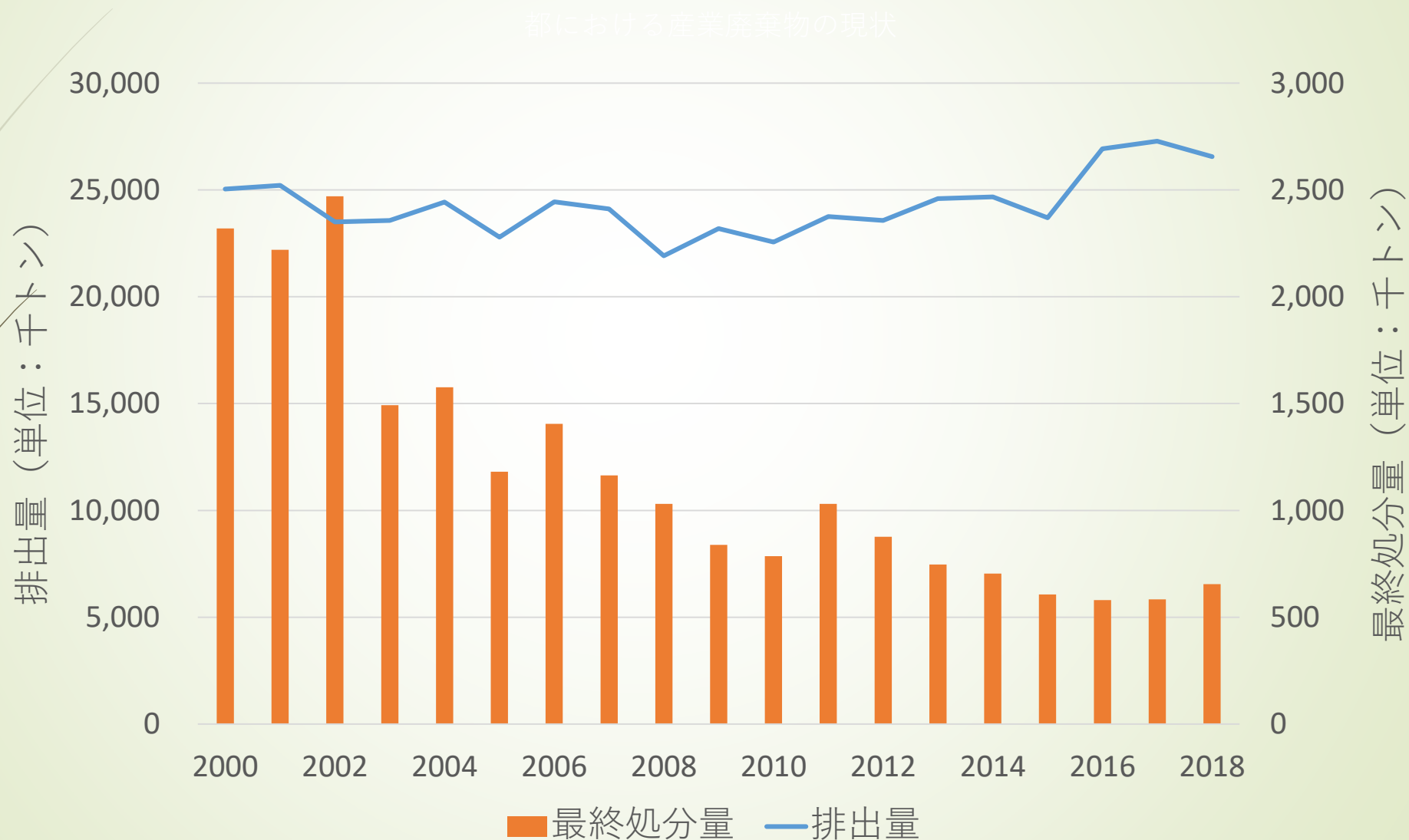
5 都施策（2）東京都資源循環・廃棄物処理計画

- 廃棄物処理法の規定に基づき、廃棄物の減量や適正処理に関して策定する計画。環境基本計画に掲げる個別分野の計画に位置付け。
- 2021年度中に新計画を発表予定。

【現行計画における主要施策】

- 1 資源ロスの削減
- 2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及促進
- 3 廃棄物の循環的利用の更なる促進
- 4 廃棄物の適正処理と排出者マナーの向上
- 5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
- 6 災害廃棄物対策

【参考】 都内における産業廃棄物の現状



6 適正処理に向けた取組

▶ 産業廃棄物処理業及び施設設置の許可（審査）

- ・法令に基づき、申請者の能力、経理的基礎の有無、施設等に係る基準、欠格要件に該当していないか審査し、生活環境に支障を与えることなく適正に処理できるかを確認

【許可・届出申請件数：年間1.2万件】

	産廃業許可件数		特管産廃業許可件数		15条施設数	【参考】 H29排出量 (百万トン)
	収集運搬	処分	収集運搬	処分		
都 (八王子含む)	15,642	351	984	19	292	27
【参考】 全国	195,683	13,298	19,915	772	19,107	384

環境省 R2.3 行政組織等報告書（平成29年度実績）より作成

6 適正処理に向けた取組

▶ 排出事業者・処理業者に対する規制指導（現場立入）

【排出事業者】

・ 苦情のあった事業所、特管排出事業所、解体工事現場等を中心に立入を行い、廃棄物の分別や保管基準等の遵守、適正なマニフェストの取扱い・委託契約など、事業者責任の徹底について指導

【処理業者】

・ 違反が疑われる事業所、積替え保管・中間処理施設等を中心に立入を行い、事業計画や基準との整合性を確認し、違反行為等の防止と是正について指導

→ 不適正処理が行われた場合は、事業停止・許可取り消し等の行政処分を実施

【立入件数：年間2～3千件、行政処分：数十件】

➤ 最近の動向

- ・ オフィスビル等事業者に対する廃プラやリチウムイオン電池等の排出方法の指導
- ・ PCB特別措置法に基づく高濃度PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導

6 適正処理に向けた取組 ～広域的・機動的な対応～

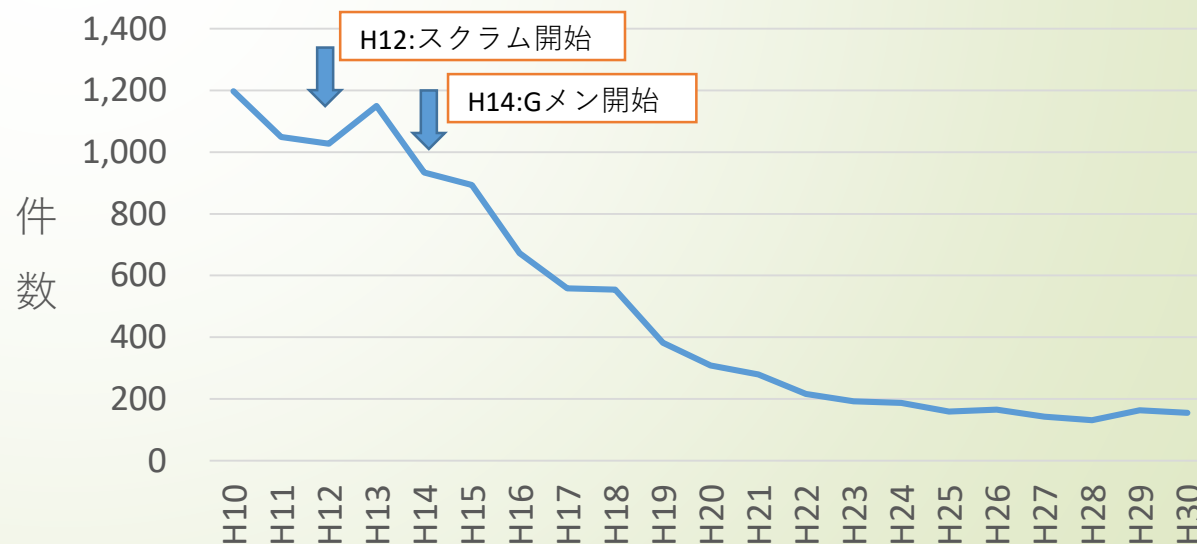
不法投棄・不適正処理対策

- ・警視庁からの派遣職員を含めた「産廃Gメン」を組織し、警察とも連携して、不法投棄等の早期発見・取り締まりを強化
- ・近隣県市に呼びかけて「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：「産廃スクラム」。現36自治体参加）を設け、産業廃棄物の広域移動に伴う監視体制を強化

不法投棄強化月間の取組
(例：料金所での一斉路上調査)



全国の不法投棄新規件数の推移



6 適正処理に向けた取組

■ 報告・公表制度（H17～）

- 排出事業者や処理業者から、産業廃棄物の処理状況などを報告
 - ・ 排出事業者：建設業（資本金3億円超）、製造業（従業員300人以上の工場）、病院
 - ・ 処理業者：処分業者、積替え保管施設を有する収集運搬業者
- 都のホームページ上で公表
 - ⇒ 企業の社会的責任の徹底や産業廃棄物処理の透明化を促進

■ 電子マニフェスト普及促進事業（R3）

- 未加入の排出事業者へ「普及アドバイザー」を派遣し、加入促進を実施
 - ⇒ 【遵法性】 排出事業者における産業廃棄物管理及び行政報告の徹底
 - ⇒ 【透明性】 処理過程の透明化による不適正処理の防止
 - ⇒ 【事務処理】 事務処理の効率化、非接触業務の推進

7 静脈ビジネスの発展に向けた取組

▶ 産業廃棄物処理業者の第三者評価制度 (H21～)

- ・ 優良な処理業者を、第三者評価機関として都が指定した(財) 東京都環境公社が評価・認定する制度

【認定ロゴマーク】



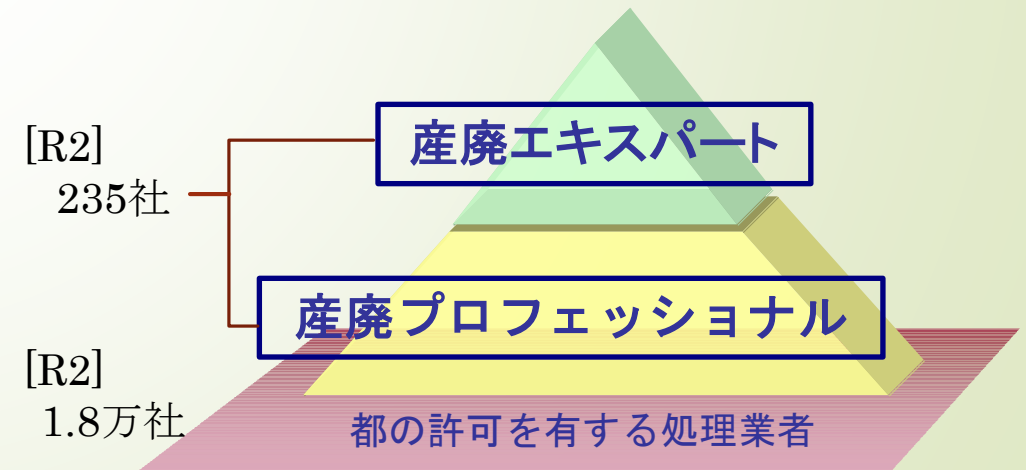
許可証
名刺等
PR可能

【ねらい】

- ・ 優良な処理業者を評価・認定し、排出事業者に信頼できる処理業者情報を提供
- ・ 優良業者が市場から選択されることで、適正処理と健全な静脈ビジネスの発展を促進

【特徴】

- ・ 利害関係のない第三者機関が評価
 - ・ 遵法性、安定性、先進的な取組を総合評価
- ◎ 書面だけでなく、**現地審査も実施**



■ 評価項目の例

1. 遵法性(例)

- ・ 環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。
- ・ 法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。

2. 安定性(例)

- ・ 自己資本比率が15%以上である。
- ・ 事故時や災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。危機管理教育、防災訓練等を定期的に行っている。

3. 先進的な取組(例)

- ・ 環境に関する基本方針を定めている。CSR報告書や環境報告書を作成している。
- ・ 許可車両として低公害・低燃費車又は低公害型重機を導入している。

ぜひチャレンジを！！

認定業者の許可証には
「都認定」と「ロゴマーク」が入ります

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

氏 名 株式会社東京太郎
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 小池百合子

許 可 の 年 月 日 令和 3年 1 月 2日

許 可 の 有効年月日 令和 8年 1月 1日

1 事業の範囲
(1) 業の区分 : 処分(中間処理)
(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
破砕 : 廃プラスチック類・金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(以上3種類)

2 事業の用に供する施設
施設所在地 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.14 (t/日)	3.58 (t/日)	平成 2年 7月 1日	—	—
	金属くず	1.59 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.65 (t/日)				

3 許可の条件
(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
(3) 中間処理は、本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況
平成 3年 1月 2日 新規許可
令和 3年 1月 2日 更新許可 第 6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下空白)

産業エキスパート 都認定番号:1-20-C9999SD

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

東京都

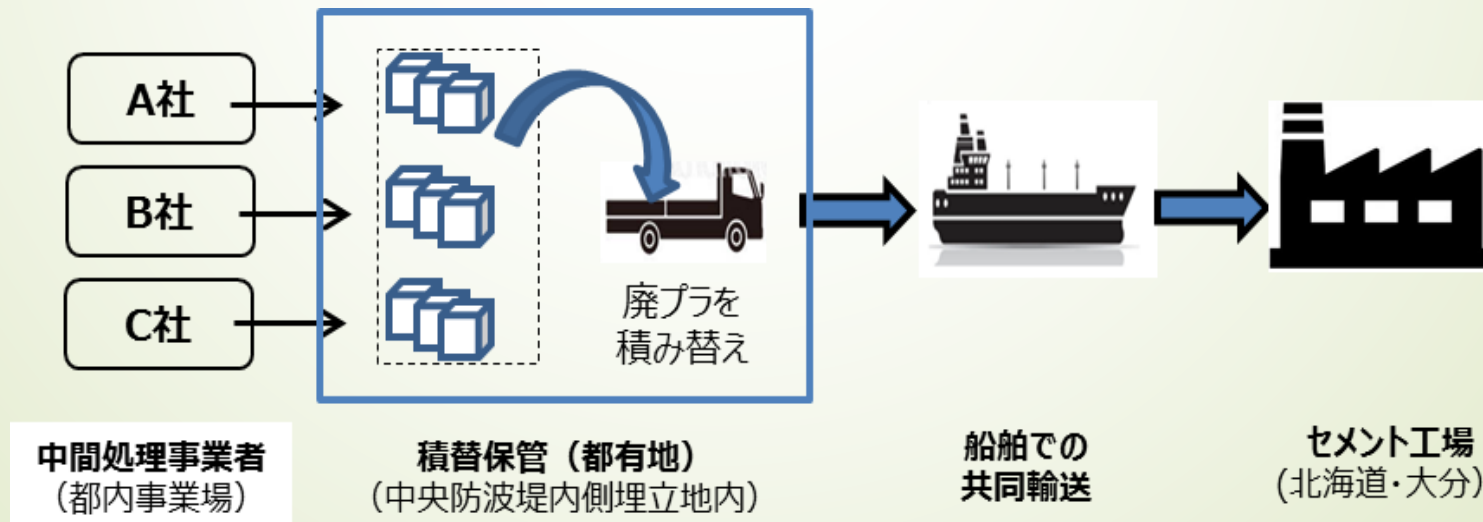
7 静脈ビジネスの発展に向けた取組 ～ 処理システムの強化 ～

➡ スーパーエコタウン事業（H14～,H29全施設整備完了）

- ・ 都有地を活用した先進的な廃棄物処理施設の誘致（中防内側2施設、城南島11施設）

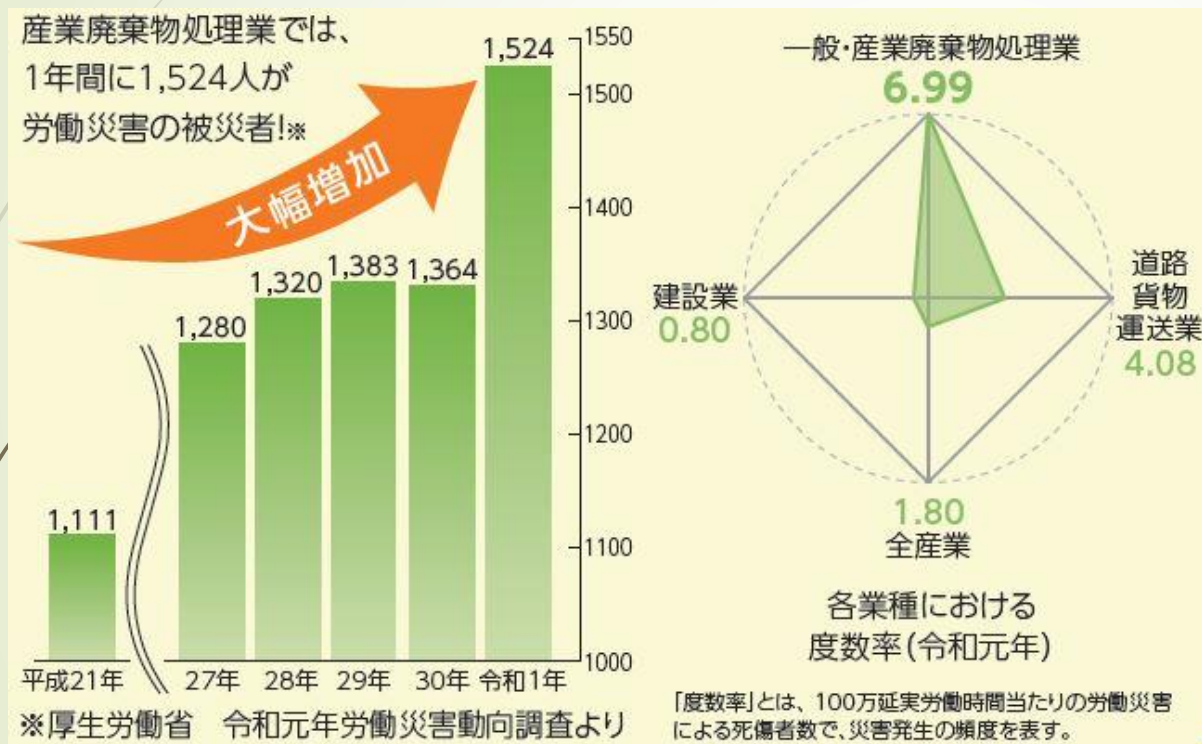
➡ 廃プラスチック緊急対策事業（R2.5～R4.3）

- ・ 業界団体及び民間企業等と連携し、国内での新たな資源循環ルートを構築
- ・ セメント工場の製造工程において原燃料として使用する石炭を廃プラスチックに切替
⇒ CO₂削減を図りながら廃プラスチックの有効利用を促進



終わりに ～ 適正処理には「安全第一」～

➡ 廃棄物処理業における労働災害の発生状況（出典：全国産業資源循環協会）



➤ よくある事故の例

1 墜落・転落

- ・ 廃棄物の荷降ろしをするとき
- ・ 積み込みするとき

2 挟まれ・巻き込まれ

- ・ 装置の点検（異物除去中）

3 飛来・落下

- ・ フォークリフトによる荷崩れ
- ・ 重機作業（破碎）による飛来

事故を起こせば、質も効率も低下します。
一人ひとりが責任者の自覚を持ち「安全第一」を意識して行動を！

【参考】廃棄物処理法における都の役割について

■ 目的 【法】第1条

廃棄物の排出抑制、適正処理、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

■ 役割分担 【法】第4条、第5条の二、第5条の五ほか

国	•廃棄物の排出抑制や減量化、適正処理に関する施策の総合的・計画的な推進を図る基本方針を定める •都道府県及び市町村に対して技術的・財政的援助を行う 等
都道府県	•基本方針に即して、<u>都道府県廃棄物処理計画を策定する</u> •区域内の状況を把握し、適正な処理が行われるよう必要な措置を講じる •<u>産業廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を行う</u> 等
市町村	•市町村一般廃棄物処理計画を策定する •自ら一般廃棄物の処理を行う •一般廃棄物業の許可を行う 等

【参考】環境局の組織体制について

